

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構衛生委員会規則

平成16年4月1日

規則第17号

最終改正 令和3年3月31日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員安全衛生管理規則（平成30年規則第1号）第8条第2項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構衛生委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 この規則に定めのない事項については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令の定めるところによる。

(任務)

第3条 委員会は、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進等を図るための基本となるべき対策等に関して、次の事項を調査・審議することを任務とする。

- 一 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 職員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るものに関すること。
- 四 衛生に関する規定の作成に関すること。
- 五 労働安全衛生法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること。
- 六 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- 七 衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- 八 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- 九 健康診断の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
- 十 職員の健康の保持増進を図るための実施計画の作成に関すること。
- 十一 勤務時間等の設定の改善に関すること。
- 十二 長時間にわたる労働による職員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- 十三 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- 十四 労働基準監督署、労働衛生専門官等から勧告・指導等を受けた事項のうち職員の健康障害防止に関すること。
- 十五 その他衛生に関し、必要と認められる重要事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の者をもって組織する。

- 一 管理部長
 - 二 衛生管理者
 - 三 産業医
 - 四 衛生に関し経験を有する職員のうちから機構長が指名する者
 - 五 部長及び課長（以下「部課長」という。）のうちから機構長が指名する者
 - 六 前各号のほか機構長が必要と認めて指名する者（部課長を除く。）
- 2 機構長は、前項第1号の委員以外の委員の半数については、職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会の議長となる。

（委員会の招集等）

第6条 委員会は、原則として毎月1回開くものとする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、臨時に開くことができる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

4 委員長は、委員会の調査・審議の結果を機構長に報告し、又は意見を具申しなければならない。

5 機構長は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を職員に周知しなければならない。

6 機構長は、重要な議事に関する事項については、記録を作成して3年間保存しなければならない。

（任期）

第7条 第4条第4号から第6号に掲げる委員の任期は、機構長が委嘱した日の属する年度の末日までとし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月12日）
この規則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月3日）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）
この規則は、令和3年4月1日から施行する。